



平成 30 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社すかいらーくホールディングス
代表者名 代表取締役会長兼社長 谷 真
(コード番号：3197 東証第一部)
問合せ先 CEO オフィス
(TEL：0422-37-5310)

「魚屋路」における食中毒発生に関するお詫びと営業再開のお知らせ

当社子会社のすかいらーくレストランズが運営する「魚屋路」におきまして、本年 8 月 31 日（金）から 9 月 3 日（月）にかけてご利用になられたお客様に食中毒の症状が発症し、所管する各保健所より計 21 店舗で行政処分を受けました。

「魚屋路」をご利用になられたお客様およびご家族の皆様にご多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

このたび、本件の原因を踏まえて再発防止策を策定し、全店舗において導入いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

また、「魚屋路」は本年 9 月 10 日（月）より、安全対策の万全を期するため全店舗において営業を自粛しておりましたが、原因が特定され、再発防止策が導入されましたことから、9 月 27 日（木）より、「魚屋路」全店舗において営業を再開できることとなりましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容とこれまでの経緯

本年 9 月 3 日、「魚屋路」をご利用になられた一部のお客様より、食中毒の症状がみられるとのご連絡を受けたため、翌 4 日より、ご連絡を受けた店舗で速やかに営業を自粛するとともに、全店舗において生ウニのご提供の停止ならびに宅配およびテイクアウトサービスをすべて停止いたしました。

その後、社内調査により、上記店舗以外でも体調不良を覚えたお客様の存在が判明したことを踏まえて、安全対策の万全を期するため、9 月 10 日より、「魚屋路」全店舗において営業を自粛いたしました。

食中毒の症状がみられるとのご連絡を受けたすべての店舗について、その旨を所管する各保健所に届け出を行った結果、計 21 店舗で 115 名のお客様が腸炎ビブリオ菌による食中毒と保健所より確認されました（この他、当社グループに対しまして 277 名のお客様から体調不良を覚えた旨のお申し出がございました）。現在、当社グループは、お申し出をいただいたすべてのお客様に対して、真摯に対応させていただいております。

2. 行政処分の内容について

東京都、神奈川県および埼玉県の前記 21 店舗において、所管する各保健所より行政処分を受けました。詳細は、平成 30 年 9 月 7 日、同月 10 日、同月 11 日、同月 12 日、同月 13 日、同月 14 日、同月 19 日、同月 20 日、同月 21 日付の当社リリースをご参照ください。

3. 食中毒事故の原因について

保健所による調査および社内調査より、仕入れ前から生ウニに付着していた腸炎ビブリオ菌が、食中毒の原因として強く疑われるとの結論に至りました。また、社内調査により、生ウニに関する温度管理に改善の余地があったことも判明しており、それらを踏まえて、再発防止策を策定致しました。

4. 再発防止策について

安全対策の万全を期すため、保健所指導の下、以下の再発防止策を策定の上、導入いたしました。

I 原材料の調達方法

(取引先の選定基準、加工場および加工工程のチェック、原材料の検査頻度)

II 全工程における原材料の温度管理

(原材料の店舗への配送から店舗での保管まで、宅配・テイクアウトでの保冷対策)

III 各保健所の指導を踏まえた食品管理

(食材ごとの取扱い方法、宅配・テイクアウトサービスの内容および管理方法等)

また、店舗マニュアルに上記再発防止策を反映させました。

なお、本件による業績に与える影響は軽微と考えております。本件に関するお問い合わせ先は下記の通りでございます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社すかいらく レストランズ お客様相談室
電話番号 0120-125-807 (午前9時～午後6時)

【報道関係者様のお問い合わせ先】

株式会社すかいらく ホールディングス CEO オフィス広報チーム
電話番号 0422-37-5310 FAX 0422-37-5275
e-mail pr@skylark.co.jp

【本件に関する過去のリリースについて】

下記のサイトよりご確認ください。

<https://www.skylark.co.jp/totoyamichi/index.html>